

## 令和6年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議 議事録

○日 時：令和6年11月20日（水）9時30分～12時00分

○場 所：岩手県水産会館 5階 大会議室

○出席者：県野原企画理事兼保健福祉部長、盛岡地方検察庁仙波検事、盛岡少年鑑別支所藪内支所長、盛岡保護観察所森内統括保護観察官、仙台出入国在留管理局盛岡出張所石川所長、函館税関釜石税関支署宗支署長、釜石海上保安部池田警備救難課長、東北厚生局麻薬取締部浅井捜査課長、一般社団法人岩手県医師会本間会長、一般社団法人岩手県薬剤師会畑澤会長、岩手県精神保健福祉協会大塚会長、県精神保健福祉センター遠藤所長、県医療局業務支援課増田主査、県教育委員会中村保健体育課総括課長、県警察本部佐々木組織犯罪対策課長、県日向保健福祉部参事兼健康国保課総括課長、同課千田薬務課長、同課築田主任主査、同課小田主任、同課鈴木技師

○傍聴者：一般 0人

報道 0社

○会議概要：別紙のとおり

(別紙)

## 1 開会

### ○事務局（千田薬務課長）

只今から、「令和6年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議」を開催いたします。私は、本日の司会を務めます事務局の県保健福祉部健康国保課の薬務課長の千田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、公開となっておりますので、あらかじめ、ご了承願います。それでは、お手元に配付しております次第に従い、進行させていただきます。

## 2 あいさつ

### ○事務局（千田薬務課長）

「次第2 あいさつ」ですが、本日は、八重樫本部長が所用で出席できませんので、代わって野原副本部長からご挨拶を申し上げます。

### ○野原副本部長

県保健福祉部長の野原でございます。「岩手県薬物乱用対策推進本部会議」の開催に当たり、本部長の八重樫副知事に代わりまして、御挨拶を申し上げます。

本部員の皆様には、日頃からそれぞれのお立場で、薬物乱用対策に取り組んでいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、全国の薬物情勢ですが、令和5年の大麻事犯の検挙人員は、過去最多を大きく更新し、統計開始後初めて覚醒剤事犯の検挙者数を上回りました。

大麻事犯については、検挙人員の7割以上が30歳未満の若い世代であるなど、若年層を中心に乱用が広がっており、その背景には、「有害性がない」等の誤った情報がインターネット上に溢れていることなどが指摘されております。

このような中、岩手県薬物乱用対策推進本部におきましても、県民の薬物乱用を防止し、未来を担う若者たちを薬物乱用から守るため、国の「五か年戦略」を踏まえ、各組織の密接な連携のもとに、取締りの強化や状況に応じた薬物乱用防止のための予防啓発活動などを徹底し、薬物乱用を決して許さない環境づくりに向けて、継続して取り組んでいく必要があります。

本日は、東北厚生局麻薬取締部捜査課長浅井様からは、昨年度策定された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」についての御説明を、盛岡保護観察所統括保護観察官森内様からは、御所属の事例紹介をいただくほか、各本部員から本年度の取組等について御報告をいただくこととしております。

この会議が、本日御参会の関係機関相互の連携や、各機関における今後の薬物乱用の防止に向けたより実効性のある取り組みにつながりますことを祈念して御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 本部員紹介

#### ○事務局（千田薬務課長）

（名簿に沿って本部員を紹介）

### 4 報告

#### ○事務局（千田薬務課長）

それでは、議事に入ります。会議は要綱第4の規定により、本部長が主宰することとなっておりますが、本部長が欠席しておりますので、今後の進行は野原副本部長にお願ひします。

#### ○野原副本部長

それでは、「次第4 第六次薬物乱用防止五か年戦略について」に入ります。東北厚生局麻薬取締部からご説明をお願ひいたします。

#### ○浅井本部員代理

第六次薬物乱用防止五か年戦略について、最近の薬物情勢等も含め説明させていただきます。最初に、薬物乱用防止五か年戦略の沿革についてお話をさせていただきます。

まず、我が国の薬物乱用対策の推進体制についてですが、スライド上部に記載がございますとおり、内閣総理大臣が主宰する「犯罪対策閣僚会議」があり、その会議の中の一つとして、厚生労働大臣を議長とする「薬物乱用防止対策推進会議」があります。薬物乱用五か年戦略は、この「薬物乱用防止対策推進会議」にて策定しております。

平成9年1月、関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする、薬物乱用対策推進本部が設置されました。そこで、最初にとりまとめられたものが、平成10年5月に策定された第一次となります。薬物乱用防止五か年戦略となります。

その後、5年ごとに、その時々の薬物情勢への対応策を戦略の中に加えながら、薬物乱用対策推進会議において、五か年戦略を策定してきておりました。

関係省庁の皆様に御協力いただき、昨年8月に開催された会議で、第六次五か年戦略が策定されました。

第六次五か年戦略の策定に当たり、重要項目としてあげられたのが、5項目あります。大麻の乱用が非常に拡大していることもあり、①として取り上げられましたのが、大麻乱用期への総合的な対策の強化です。取締はもちろんですが、乱用拡大の要因として、諸外国で嗜好用大麻が合法化されていること等を受け、大麻に関する誤った情報の流布

がありますので、正しい情報の啓発活動の強化も重要となります。

②が、再乱用防止対策における関係機関の連携した息の長い支援の強化です。薬物乱用者は犯罪者ではありますが、同時に治療、支援を必要とする依存症患者でもあるという認識は、この場にお集まりの皆様方には、共有されているところではありますが、社会全体としてはそうした認識はまだ不十分ですので、啓発活動、教育によってしっかり定着を図っていく必要があります。また、当然ながら、取締りだけでなく、回復と社会復帰のための支援が必要であり、それには、行政機関だけでなく、民間を含めた各機関の連携を強化する必要があります。

③が、サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化です。昨今、Xやテレグラムといった、SNSを利用した薬物密売が横行しており、薬物の購入だけにとどまらず、密売することも非常に容易になっています。また、いわゆる「闇バイト」による薬物密輸事犯の関与も多発しているため、こうした新たな形の薬物犯罪への対応が、我々取締機関としては喫緊の課題となっています。

④が、水際対策です。これは従前どおり、我が国で流通する規制薬物のほとんどは、海外から密輸入されるものですので、これを阻止することが、供給削減の最重要項目としてあげられます。

⑤が、国際協力です。密輸入の阻止のためには、仕出地、中継地の国際捜査機関との情報共有を推進する必要があります。

また、予防政策を含む、世界に誇る我が国の薬物政策の理解獲得の強化につきまして説明させていただきます。先進国の中には、薬物乱用を犯罪としない、治療によって薬物依存症から立ち直らせる、いわゆるハームリダクションの政策を優先している国があります。一方、我が国では薬物乱用を犯罪として取り締まった結果、薬物乱用率が比較的低い程度で済んでいるというのが実情です。その点、ハームリダクションを推進している国に理解を求めていくというところです。

そして、これら5つの重要項目を踏まえ策定されましたのが、第六次薬物乱用防止五か年戦略となります。

目標1は、青少年を中心とした広報・啓発による一次予防、目標2は、薬物乱用者に対する治療と回復と社会復帰支援による再乱用防止、目標3は、取締りの強化、目標4は、水際対策の徹底、目標5が、国際連携となります。

昨今の薬物情勢、大麻に対する若年層の認識の緩さ、「ダメゼッタイ」だけでは通じないことや、向精神薬を含む処方薬や市販薬の乱用が非常に問題となっていると感じています。これらの薬物乱用については取締りだけでは対応できませんので、私見も含めたものになりますが、目標1の広報啓発や目標2の再乱用防止といったところの重要性がより増していくと考えているところです。

○野原副本部長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等はございますか。

○野原副本部長

続きまして、「次第5 報告」に入ります。まず、(1)最近の薬物情勢について、岩手県警察本部からご説明をお願いいたします。

○佐々木本部員代理

(資料No.1により説明)

○野原副本部長

ありがとうございました。なお、質疑等については、「(2)岩手県内における取組状況について」の後に一括してお受けいたします。

続きまして、「(2)岩手県内における取組状況について」に入ります。

○野原副本部長

それでは、みなさまからあらかじめ提出していただいた資料について、短い時間で縮ですが、おひとり3分程度でご説明をお願いします。

それでは、仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所から説明をお願いします。

○各本部員又は本部員代理

(資料No.3に基づき説明)

○野原副本部長

これまでの報告に関して、皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

○大塚本部員

処方薬とか違法薬物もあるのですが、救急対応では、カフェインのタブレットが、薬局などで売られていますので、それを大量服薬して来られて、ある程度とると致命的になってくることがときどきあるという感じです。カフェインの量的な問題や睡眠とかそういうところでも非常に重要ではあるんですが、海外では啓発の課題となっていたりしますし、今はペットボトルとかでも何gと表示がされるようになっていて、健康的には何もなくても300mg以内に抑える、不安発作とか、気分の問題とか、できるだけ控えてというのが世界共通のところかなと思いますので、今後の課題として説明させていただきます。

○森内本部員代理

盛岡保護観察所の森内です。保護観察の対象者で、親御さんなりご家族の方から、大麻を使用しているんじゃないかという相談を受けて、実際に担当の監察官が本人と接触して事情を聴いたりするんですけど、結局のところ、大麻の匂いとか本人の動作仕草があると思うんですが、私たち大麻の匂いを嗅いだことも、使用したことも無いので、実際どういう特徴があるのか、御教示いただければと思います。

○浅井本部員代理

東北厚生局麻薬取締部の浅井です。外見上、この人が大麻を使っている、というのはまずわかりません。匂いと言っても、たばこを更に植物臭くしたもの、と私は思うのですが、人によって表現が違うので何ともわからないところです。一番いいのは本人が同意するのであれば、尿を検査してみるのが良いと思います。覚醒剤は1週間から10日で切れてしましますが、大麻はもっと長く出ますので、本人が同意するのであれば尿を検査してみるのが良いと思います。

○森内本部員代理

岩手県の方で、薬物関係の依存を診てくれる病院というのがなかなかないと感じているのですが、医療局さんでの報告にあるのは実際どちらの病院なのか教えていただけるとありがたいのですが。

○増田本部員代理

精神科病棟のある病院でしたので、県立南光病院、県立一戸病院、県立大船渡病院です。

○大塚本部員

大抵、薬物依存そのものとしてではなく、併存疾患で鬱とか、情動不安定とか、そういうところが、専門ではなくても精神病棟で診てくれるところがあると思います。専門性がある、といわれると皆控えめになるので、併存する心の病気などを言っていただくと診てもらえることが多くなると思います。他の依存性も同じで、アルコールやギャンブル依存症なども併存疾患について丁寧にお話しいただければそういうことなんだとなると思います。

お困りの時には、病院はハードルが高いなという時には、遠藤先生のいる精神保健福祉センターに、精神科医の相談などがあるので、一時的にそこに相談していただいて、本人が嫌だというときは SMARPP とか、家族教室みたいなものを通して働きかけることもできると思います。

○遠藤県精神保健福祉センター所長

実際に精神保健福祉センターもいろんな機関から相談を承っているところがありますので、大病院と連携しながらになります、ご相談いただければと思います。

○野原副本部長

ありがとうございました。皆様におかれましては、これを機会に、他機関との連携をさらに深めていただきまして、取り組みがより効果的なものとなるようお願いいたします。それでは報告につきましては以上で終了いたします。以降の進行は事務局にお願いいたします。

○事務局（千田薬務課長）

ありがとうございました。それではこれから10分間の休憩に入らせていただきます。

## 5 事例紹介 「保護観察所における薬物依存症対象者に対する処遇」

○盛岡保護観察所 森内統括保護観察官

（資料No.5に基づき説明）

## 6 その他

○事務局（千田薬務課長）

ありがとうございました。次に、「次第7 その他」でございますが、皆様から何かございますでしょうか。

## 6 閉会

○事務局（千田薬務課長）

他にないようであれば、それでは、これもちまして、令和6年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議を閉会いたします。長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。